

水痘(水ぼうそう)ワクチンが定期予防接種となります

これまで水痘(水ぼうそう)の予防接種は、1歳から6歳(就学前)のお子さんを対象に、任意(ご希望)で接種された際にその費用を助成していましたが、平成26年10月1日より「定期予防接種」へと制度が変わることに伴い、無料(公費負担)で接種できる対象年齢、接種回数等が変更となりますので、お知らせします。

【平成26年10月1日 現在】の年齢が

① 1歳～3歳未満のお子さんは・・・

- ・基本的に2回接種となり、無料(公費負担)で接種できます。
 - *1回目は、「標準的な接種年齢」の1歳から1歳3ヶ月に至るまでに接種します。
 - *2回目は、1回目接種後“6ヶ月～1年間に至るまでの間隔をおいて”接種します。

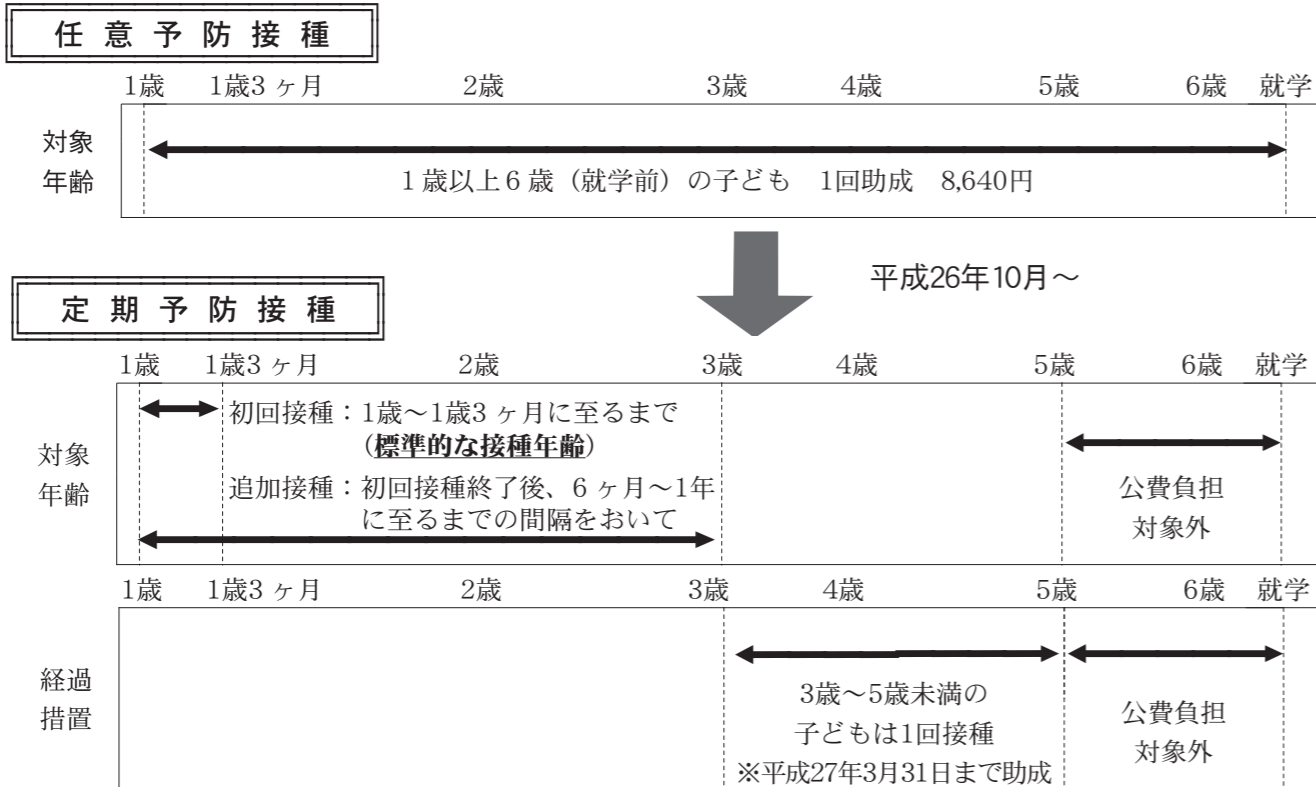
② 3歳～5歳未満のお子さんは・・・

- ・接種回数は変わらず(1回接種)、無料(公費負担)で接種できます。
 - *ただし、平成27年3月31日までの助成となります。
 - (自己負担で2回接種も可能ですが、小児科医と十分にご相談ください)

③ 5歳～6歳(就学前)のお子さんは・・・

- ・平成26年9月30日まで(任意予防接種の期間)、1回接種に限り、無料(公費負担)で接種できます。
- *定期予防接種に移行する10月1日以降は、自己負担が生じますのでご注意ください

- ★これまでに水痘(水ぼうそう)ワクチンの接種を受けている場合は、その回数分を含みます。
- ★既に、水ぼうそうにかかった(罹患した)ことのあるお子さんは、予防接種の対象にはなりません。



10月以降は、インフルエンザの予防接種が開始される予定です。

インフルエンザの予防接種が始まるとその予約で大変混雑し、水痘(水ぼうそう)の予防接種をなかなか受けられないことも予想されます。

- 1歳以上のお子さんは、既に無料(公費負担)で接種できますので、早めの接種をお勧めします。
- 5歳～6歳(就学前)のお子さんは、無料(公費負担)で接種できる9月30日までの接種をお勧めします。

不明な点がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 保健福祉課健康推進係 ☎ (62) 4480

国民健康保険からのお知らせ

小清水町の平成26年度分の国民健康保険料を算定しました。

保険料の納期内の納入にご協力をお願いいたします。

国民健康保険料につきましては、平成20年度から「医療保険分」に「後期高齢者支援金」、「介護納付金(40歳～65歳未満の人)」を合わせた額を保険料として納めていただいております。

本年度の限度額につきましては、「医療保険分」は改正せず、「後期高齢者支援金」を2万円引き上げ16万円に、「介護納付金」を2万円引き上げ14万円となります。

◎平成26年度の保険料率

・医療保険分+後期高齢者支援金 《 一世帯平均保険料 279,722円 》

| 年 度 | 限 度 額 | 保 険 料 率 | | | |
|--------------|----------|---------|--------|---------|---------|
| | | 所得割 | 資産割 | 均等割 | 平等割 |
| 平成25年度 | 650,000円 | 7.52% | 66.69% | 29,400円 | 34,000円 |
| (医 療 分) | 510,000円 | 5.34% | 47.49% | 20,900円 | 24,200円 |
| (後期支援分) | 140,000円 | 2.18% | 19.20% | 8,500円 | 9,800円 |
| 平成26年度 | 670,000円 | 7.80% | 64.34% | 25,400円 | 31,500円 |
| (医 療 分) | 510,000円 | 5.86% | 48.42% | 19,200円 | 23,800円 |
| (後期支援分) | 160,000円 | 1.94% | 15.92% | 6,200円 | 7,700円 |
| 比較 (H26-H25) | 20,000円 | 0.28% | -2.35% | -4,000円 | -2,500円 |

・介護納付金(40歳以上65歳未満の方) 《 一世帯平均保険料 53,792円 》

| 年 度 | 限 度 額 | 保 険 料 率 | | | |
|--------------|----------|---------|--------|--------|--------|
| | | 所得割 | 資産割 | 均等割 | 平等割 |
| 平成25年度 | 120,000円 | 1.17% | 11.60% | 7,300円 | 5,500円 |
| 平成26年度 | 140,000円 | 1.22% | 11.66% | 7,400円 | 5,600円 |
| 比較 (H26-H25) | 20,000円 | 0.05% | 0.06% | 100円 | 100円 |

◎こんなときは、届出が必要です。

- ・社会保険(国保以外の健康保険)に加入したとき ⇨ 会社に勤め、保険証を会社から交付されたときなど
- ・社会保険(国保以外の健康保険)から離脱したとき ⇨ 会社から離職し、保険証を返納したときなど

◎低所得軽減割合の変更について

平成22年度より、『7割軽減』『5割軽減』『2割軽減』の3項目となっています。(対象の方には、決定明細の減額内訳に減額割合・減額金額が記載してあります。)

◎非自発的失業者の保険料軽減について

倒産・解雇や雇止めなどによる離職で失業等給付を受けられている方は、保険料の軽減の対象となる場合があります。詳しくは下記担当までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 医療費に関すること 保健福祉課医療保険係 ☎ (62) 4473
 保険料に関すること 町民生活課税務係 ☎ (62) 4479